

滋賀県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に  
対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響について、できる限り小さくしていくことを踏まえ、介護サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うため、代替サービス等に関する取組の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、通常の介護サービスの提供では想定されない、かかり増し経費等に係る次の事業とし、対象施設等および対象経費は別添に定めるとおりとする。

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

①介護サービス事業所等のサービス継続に必要な費用

ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用

イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

エ 連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用

オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車のリース費用等

②通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用

カ 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な自転車の購入又は車のリース費用等

キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等（通信費用は除く）

③通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用

ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等

ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

- ④通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）による訪問サービス実施に係る費用
- コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当
  - サ 訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金
  - シ 訪問サービス実施に必要な自転車の購入又は車のリース費用等
  - ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用
  - セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

①利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用

- ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
- イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用

②職員の応援派遣に係る費用

- ウ 職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）

2 次に掲げる場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定める地方公務員の給与に充てる場合

(補助金の交付額)

第 3 条 この補助金の交付額の算定にあたっては、別添に定める介護サービス事業所等ごとに、交付基礎単価に単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

なお、千円未満の端数が生じた場合は、これらを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 規則第 3 条に規定する補助金の交付申請は、交付申請書等（様式 1、様式 2-1、様式 2-2、様式 2-3 および様式 3）によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 2 複数の介護サービス事業所等を有する事業者については、滋賀県内に所在する介護サービス事業所等について、一括して申請することができるものとする。
- 3 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送等を基本とする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

ア 令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当した事業所・施設等（福祉用具貸与事業所を除く）であること。

- ① 滋賀県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ④ ①～③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

イ 補助対象事業により取得した機器等については、この補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または破棄してはならない。

ウ 補助対象事業により取得した機器等については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

エ 補助対象事業者は、補助対象事業に係る記録・帳簿を備え、かつ、当該記録・帳簿を補助対象事業の完了の日（補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 補助対象事業者がアからエにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

ア 令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当した事業所・施設等であること。

- ① 滋賀県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ③ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所等の利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サー

ビス事業所等

- イ 補助対象事業者は、補助対象事業に係る記録・帳簿を備え、かつ、当該記録・帳簿を補助対象事業の完了の日（補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ウ 補助対象事業者が補助対象事業を行うために連携する相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- エ 補助対象事業者がアからウにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

（交付申請の取下げ）

第6条 補助申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その申請した日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更申請手続）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、その申請した日から起算して20日以内に変更交付申請書（様式4）により知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに実施状況を知事に報告しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 規則第12条に規定する補助金の実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日（補助事業の中止または廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）または令和3年4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式5）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付の請求は、補助金交付請求書（様式6）により行うものとする。  
2 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いとすることができる。

(標準事務処理期間)

第 11 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第 3 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第 5 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(その他)

第 12 条 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 30 日からの補助金に適用する。